

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 1 回)

令和3年2月26日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 2 4 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第11回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和3年2月26日（金）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野良寛委員 外26名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・畑山主査・藤野主任・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 藤野主任 |

矢櫃局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和2年度第11回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会は委員全員の出席をいただいております。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。今日は岩見沢市で積雪200cmと報道されていますが、深川市は97cmということです。例年より少ないようですが、これくらいで終わってくれればと思っています。

先日、深川市より令和3年度予算案の発表がありました。農業委員会としては非農用地利活用促進事業については、要望どおり560万円の予算を付けていただきました。関係各位にお礼を申し上げます。その他予算についてもほぼ要望どおりの予算編成となっておりますが、業務調査については減額となり、残念な結果となってしまいましたが、市の限られた予算の中でということになっておりますので、是非、有効利用していきたいと考えています。正式には3月議会での審議を経ての決定となっていくと思います。

それでは総会に入りますのでご審議をよろしくお願いします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。16番 山田委員、17番 板垣委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告（1）農業行政報告を局長より報告願います。

矢櫃局長

令和2年度第11回深川市農業委員会総会開会にあたりまして、農業行政報告をさせていただきます。

去る2月5日（金）、当農業委員会主催により、令和2年度農地・農事相談会が開催されました。詳細につきましては、ご配付の報告書をもって報告とさせていただきます。以上でございます。

菊入会長

次に諸般報告（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

矢櫃局長

それでは私から、1月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって報告とさせていただきます。以上でございます。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農政特別委員会開催結果報告を大川委員長より報告願います。

大川委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑なし、ということですので報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。</p> <p>今月は15件で、番号1番が賃貸に係るあっせん申し出、番号2番以降が売買に係るあっせん申し出です。</p> <p>申出年月日と指名年月日は、番号1番から13番が令和3年2月1日、番号14番、15番が令和3年2月8日です。</p> <p>あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なしということで報告第1号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>続いて報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、新法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なしということで報告第2号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>続いて報告第3号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件でございます。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なしということで報告第3号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>続いて報告第4号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。</p>

河崎主任	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたので報告いたします。</p> <p>今月は1件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2-(1)-クの公簿地目が農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合にに基づき、田として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第4号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>日程第5、議案に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は2件で、番号1番は貸主が貸付地を会社に売り渡す前提での解約です。番号2番は、貸主が売買するための解約です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>番号1番の解約についてですが、解約申入月日、土地引渡時期は令和3年1月7日ですが、本委員会への通知書の提出が令和3年1月27日であったため本総会でご審議いただくものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は4件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。</p> <p>番号1番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。</p> <p>番号2番は、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員から農地を賃貸借するもので、期間は30年となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たしている場合</p>

	<p>は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済みでございます。</p> <p>番号3番は、譲渡人が経営の合理化を図るため、法人へ賃貸借するもので、期間は5年となっております。</p> <p>番号4番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を贈与するものです。</p> <p>以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
藤野主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は2件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この2件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして、北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は26件で、番号1番から7番が賃貸の案件、8番から26番が売買の案件です。</p> <p>番号1番は、出し手が耕作不能である為、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。</p> <p>番号2番、3番は、受け手が公社の農地売買等支援事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。</p> <p>番号4番から7番は、農地中間管理事業による賃貸となっております。番号4番と6番</p>

は、いずれも出し手が返還地貸し付けのため農地中間管理事業に参加するもので、農地中間管理機構である北海道農業公社に4番は10年間、6番は5年間貸し付けるものです。5番と7番は、いずれも受け手が経営拡大のため農地中間管理事業に参加するもので、農地中間管理機構である北海道農業公社から5番は10年間、7番は5年間借り入れるものです。

これら中間管理事業に関する案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に規定された農用地利用配分計画によらない賃借権の設定案件となっており、農用地利用集積計画により出し手から機構、機構から受け手への貸貸が一括されたものとなっております。番号4番と5番が、番号6番と7番がそれぞれ一括された集積計画となります。

番号8番以降は、売買の案件になります。

番号8番、9番は、出し手が耕作不能であるため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。

番号10番は、貸付地をそのまま受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。

番号11番は、出し手の貸付地及び残地を、経営安定及び経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。

番号12番、13番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は12番が自己資金、13番がJA資金です。

番号14番、16番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はいずれも自己資金です。

番号15番は、合意解約により返還された農地及び残地を、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。

番号17番は、出し手の貸付地及び残地を、経営安定及び経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。

番号18番、19番は、貸付地をそのまま受け手に処分するもので、資金対応はいずれも自己資金です。

番号20番は、出し手の貸付地及び残地を、経営安定及び経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。

番号21番は、出し手が経営合理化のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。

番号22番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。

番号23番から26番は、農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由としましては、23番と25番が労働力不足による経営縮小、24番が返還地処分のため、26番が返還地及び残地を処分するためです。24番、26番については、1月に合意解約しております。また、番号23番から26番については、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。

以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。

説明は以上です。

菊入会長

説明が終わりましたが、本議案中の番号11番で、鈴木委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。

(「なし」という声あり)

菊入会長

ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので審議お願いいたします。</p> <p>報告のありました法人数は1件で、法人名、所在地は記載のとおりです。</p> <p>これらの法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
荒井職務代理人	<p>(荒井職務代理人への発言を許可)</p> <p>この法人は深川市内でどれほどの面積を有しているのか。</p>
畑山主査	<p>概ね8haを有しています。</p> <p>(荒井職務代理人、了承)</p>
菊入会長	<p>他に質問はございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事は全て終わりましたので、令和2年度第11回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時24分)</p>